

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成25年5月1日 第108号
一発行
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111番(代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

リストラにあつた方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成22年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成21年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード | ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード |
| 11…解雇 | 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし） |
| 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇 | 33…正当な理由のある自己都合退職 |
| 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり） | 34…正当な理由のある自己都合退職
(被保険者期間12ヶ月未満) |
| 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり） | |
| 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 | |
| 32…事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 | |

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証		(第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職年齢	6. 生年月日
7. 求職番号	8. 住所又は居所		
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定期付日数		
20. 特殊表示(災害時、一括、巡査、市町村)			

平成21年3月31日(210331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

- ①離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- ②雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- ③「特例受給資格者証」をお持ちの方
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保險者の方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に特
- ④「高年齢受給資格者証」をお持ちの方
(高年齢受給資格証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に高

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減（7割、5割、2割）判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

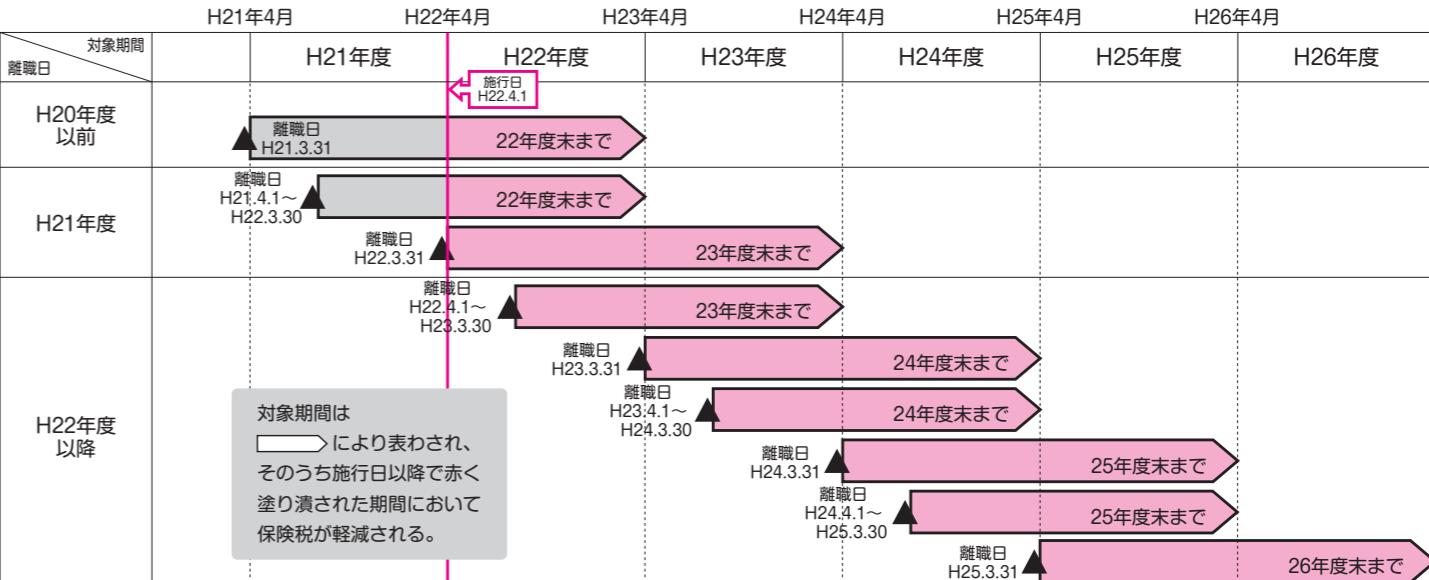
国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証（紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。）
- ・印かん

◆国民健康保険税の軽減対象期間



問い合わせ

●国保年金課 国民健康保険係
35-2111 (内線2335・2336)

●金木総合支所 総合窓口係
国民健康保険担当 35-2111 (内線3107)

●市浦総合支所 総合窓口係
国民健康保険担当 35-2111 (内線4043)

Q & A

Q1. 平成22年4月1日以前の失業は国民健康保険税の軽減対象となりますか？

A1. 平成21年3月31日以降に離職された方は、平成22年度に限り軽減されます。平成21年3月30日以前に離職された方は対象となりません。

Q2. 現在65歳ですが、失業時点で64歳でした。国民健康保険税の軽減は受けられますか？

A2. 失業時点で65歳未満であって、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」であれば軽減を受けることができます。

Q3. 申請が遅れた場合、申請した月から国民健康保険税が軽減されるのですか？

A3. 離職日の翌日の属する月までさかのぼって軽減されます。ただし、平成22年3月以前までさかのぼることはできません。

Q4. 国民健康保険税の軽減を最大2ヶ年度にわたって受けることができますが、翌年度以降申請が必要となりますか？

A4. 特に申請は必要ありません。

国民健康保険税の納付にご協力を!

保険税は全額、被保険者みなさんの医療費等にあてられる大切な財源です。

保険税を滞納すると

- ①納期限から1年未満の期間を滞納すると、有効期間が短い「短期被保険者証」が交付されます。
 - ②納期限を過ぎた場合は、納付すべき税額に督促手数料と延滞金を加算して納付していただくことになります。
 - ③納期限から1年間経過しても滞納を続けていると、保険証を返却することになり、「被保険者資格証明書」が交付されます。この「被保険者資格証明書」は、保険証としての効力がないので、このときかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
 - ④納期限から1年6ヶ月間経過しても滞納を続けていると、国保の給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等）の全部または一部が差し止められます。
 - ⑤さらに滞納が続くと、国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。
- ※この他、財産等の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

「短期被保険者証」とは

特別な理由もなく保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。国保の給付を受けることはできますが、期限が切れると更新の都度、納付相談などが行われ、保険税の納付を求められることになります。

「被保険者資格証明書」とは

納期限から1年間経過しても保険税の滞納が続いた場合に保険証の代わりに交付されるものです。「被保険者資格証明書」は国保被保険者であることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。お医者さんにかかるときの医療費はいったん全額自己負担となります。後日、申請すればかかった医療費の7~9割の払戻しを受けますが、同時に滞納している保険税を支払ってもらうことになります。

滞納する前にまず納付相談を!

会社倒産や解雇による失業、病気や不慮の事故による入院など、さまざまな理由で納期限までに税金を納めることが難しい場合は、収納課にご相談ください。

滞納するとみんなが困ります

あなたの医療費の支払いにあてる財源が確保できないばかりか、きちんと納めている人との間に不公平が生じ、助け合いのしくみを支えている他の加入者に負担をかけ、多大な迷惑をかけることになります。

～保険証の有効期限について～

保険証の有効期限は平成19年度～23年度国民健康保険税の合計額に対する納付状況により、下記のとおりとなっています。

世帯の収納割合	保険証の有効期間
概ね10%未満	1カ月
概ね10%以上50%未満	3カ月
概ね50%以上	6カ月

「短期被保険者証」が交付されている世帯にも「被保険者資格証明書」が交付されることになります。

現在、有効期間が1ヶ月及び3ヶ月の「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、平成25年6月末で「短期被保険者証」を返還してもらい、平成25年7月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ①平成24年10月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯
- ②納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯

※ただし、高校生世代以下の国保被保険者には、有効期間が6ヶ月の被保険者証を交付します。

国保資格、給付に関すること 民生部 国保年金課 **35-2111** (内線2335・2336)
 保険税の課税に関すること 財政部 税務課 **35-2111** (内線2226)
 保険税の納税に関すること 財政部 収納課 **35-2111** (内線2241・2243~2247)

平成25年度 市民健診のご案内

4月上旬に対象者のいる世帯に市民健診申込書が送付されています。
 市民健診申込書を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れ、早めの投函にご協力をお願いいたします。

健診の種類	対象者（五所川原市民）	内 容	集団健診		個別健診	
			料金※1	受付時間	料金※1	指定医療機関（50音順）
特定健康診査	40歳から74歳（受診時満年齢）の ・五所川原市国民健康保険被保険者 ・被生活保護者	①身体計測（腹囲測定：74歳までの方） ②問診 ③血圧測定 ④医師の診療 ⑤血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能） ⑥尿検査 ⑦貧血 ⑧心電図 ⑨眼底検査（個別健診では必要に応じて実施）	1,300円	午前7時から午前9時まで	1,600円	駅前クリニック かなぎ病院 川崎胃腸科内科医院 櫛引クリニック 健生五所川原診療所 清水クリニック 西北中央病院 富田胃腸科内科医院 とやもり内科小児科クリニック 白生会胃腸病院 増田病院 上記11ヵ所にて特定健康診査、 健康診査が受けられます。 ※2
健康診査	受診時満75歳以上の ・後期高齢者医療被保険者 (75歳未満の障害認定加入者含む) ・被生活保護者	無料				詳細は、 市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
胃がん検診	40歳以上の男女	バリウムで胃部X線撮影	1,500円	午前7時まで	2,500円	検査開始
大腸がん検診		胃部内視鏡検査	600円	午前7時10分から	600円	
肺がん検診	40歳以上の男性	スティック（採便容器）で便を採取する免疫便潜血反応検査2日法	500円 ◆60歳代男性 無料	午前7時10分から		
前立線がん検診		胸部X線撮影 (必要により喀痰検査)	1,700円			
肝炎ウイルス検診	40歳以上の男性	血液検査（腫瘍マーカー）	無料			詳細は、 市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
子宮がん検診	20歳以上の女性 (昨年度市の子宮がん検診を受診していない方)	血液検査 (C型肝炎ウイルス検査 及びHBs抗原検査)	1,500円 ◆20歳代・30歳代無料	午前7時から午後1時まで	2,000円 ◆20歳代・30歳代無料	安斎レディスクリニック エルム女性クリニック かなぎ病院
乳がん検診	30～39歳の女性及び 40歳以上の女性 (昨年度市の乳がん検診を受診していない方)	医師の視触診のみ (医師が必要と判断した場合マンモグラフィ検査) 医師の視触診のみ	1,500円 1,000円	午前7時から午後1時まで	2,000円 1,000円	安斎レディスクリニック かなぎ病院 中村整形外科医院
	40～59歳	医師の視触診とマンモグラフィ検査 医師の視触診のみ	1,500円 1,000円	午前7時から午後1時まで	2,000円 1,000円	※年齢等により受診できる医療機関や検査内容が異なります。詳細は市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
	60歳以上	マンモグラフィ検査のみ 医師の視触診のみ	1,500円 1,000円	午前7時から午後1時まで	1,500円 1,000円	
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の男女 (10年に1回無料)	歯周病、虫歯の有無等の診察	無料			詳細は、広報6月1日号に掲載

※1：料金は、後期高齢者医療被保険者の方（年度内該当者含む）、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方は全て無料です。

※2：健康診査は「受診券」がありませんので、直接指定医療機関に予約し受診ください。

★集団健診の日程等については、広報4月15日号・市民健診べんり帳をご確認ください。

問い合わせ先：民生部 健康推進課 電話35-2111 内線 2364・2365